

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

5. 障害者の所得保障について

日本障害者協議会では、障害者の所得保障の在り方について「障害者の所得保障と就労支援に関する2007年提言」を出しています。そこでは所得保障政策の基本的な考え方として、以下三点を提起しました。

1. 成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止すること
2. 障害者であるか否かにかかわらず、勤労所得が最低生活水準に満たないすべての者に対応する、基礎的で普遍的な所得保障制度を確立すること
3. 障害ゆえの特別経費は個別的なニーズに基づき保障されること

また、こうした考え方に基づき、まず実行すべき政策として、次の三点を提起しています。

1. 生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定すること
2. 住宅手当制度を創設すること
3. 障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設すること

さらに緊急的な課題として、「障害基礎年金及び特別障害給付金の適用範囲を拡大し、所得保障を受けられない障害者をなくすこと」を提起しました。以上の政策について貴党のお考えをお聞かせください。

Q5-1 成人家族への扶養義務制度廃止

家族の扶養に関する負担を軽減することが障害者の所得保障政策の大前提であり、そのため成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止することについて

- ① 賛成である。
- ② 反対である。
- ③ どちらともいえない。

②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

| 民主党   | 自由民主党 | 公明党  | 日本共産党   | みんなの党   | 社会民主党   | 日本維新の会   | 国民新党                           |
|---|-------|--|---------|---|---------|--|--------------------------------|
| ③どちらともいえない。   | 記入なし  | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。   | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。  | ③どちらともいえない。                    |
| 成人した障がい者が地域で自立して生活していける福祉制度の構築が必要であり、サービス利用者負担は個人単位を原則とすべきであると考えます。今後、他の制度との整合性を含め、検討を進められると考えます。 |       | 障がい者家族の扶養に関する負担軽減につきまして、公明党は、皆さまからのご意見に基づき、障害者自立支援法の成人の障がい者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することを政府に強く求め、実現をしてきました。成人期障がい者に対する家族の扶養義務制度につきましては、今後、福祉制度のあり方を含め、検討をしてまいります。 |         | 成人障がい者個人の所得をきちんと保障すべきだという趣旨には賛成だが、現在は障害者自立支援法の枠組みでも配偶者は含まれるものの家族全体の扶養義務はなくなっている。公助と共助とのバランスを考える中で、家族が負担軽減をすべきだが、民法改正も必要となるような全面的な扶養義務廃止には、総合的観点からの議論が必要だろう。 |         | 自立する個人を支援する観点から、成人期障害者への就労支援などを充実させていくことが大切である。自立することが不可能な方へはしっかりとサポートする体制を整備すべきである。ただ、資産があり、高収入の世帯については国家財政に余裕がない現状では、一定の負担をお願いすることはやむを得ない。 | 家族の扶養義務を残し、可能な範囲でその義務を履行すべきです。 |

**Q5-2 生活保護の扶養義務範囲の限定**

生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定することについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

| 民主党                                    | 自由民主党 | 公明党  | 日本共産党   | みんなの党  | 社会民主党   | 日本維新の会                 | 国民新党                           |
|--|-------|--|---------|--|---------|------------------------|--------------------------------|
| ③どちらともいえない。                            | 記入なし  | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。            | ③どちらともいえない。                    |
| 生活保護制度の見直しについては、政府内及び党内で検討を進めているところです。 |       | 公明党は、障がい者の所得保障の充実につきまして、障害基礎年金の引き上げ等を掲げてきました。生活保護については、障がい者の所得保障の観点のみならず、生活困窮者などに対するセーフティネット全体の中で、その在り方を検討することが必要であると考えます。したがって、生活保護法の扶養義務優先規定につきましては、生活保護制度をはじめ福祉制度全体の中で、そのあり方を議論してまいります。 |         | 生活保護については、制度の不備・不公平、年金その他施策との不整合などの問題を段階的に解消し、最終的には基礎年金や生活保護を統合した「ミニマムインカム」を創設すべきだと考えており、総合的な観点からの生活保護制度の見直しをする。 |         | 生活保護制度については抜本的な見直しが必要。 | 家族の扶養義務を残し、可能な範囲でその義務を履行すべきです。 |

**Q5-3 住宅手当制度の創設**

施設からの地域移行を促進するために、障害者にとって使いやすい住宅手当制度を創設することについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

| 民主党  | 自由民主党 | 公明党  | 日本共産党   | みんなの党  | 社会民主党   | 日本維新の会                                 | 国民新党                     |
|--|-------|--|---------|--|---------|--|--------------------------|
| ③どちらともいえない。  | 記入なし  | ①賛成である。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 | ①賛成である。                                | ③どちらともいえない。              |
| 施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行をさらに進める観点から、平成23年10月からグループホーム、ケアホームを利用している障がい者に対して、居住に要する費用の助成を行っています。今後とも、グループホーム、ケアホームの家賃負担の動向など制度施行後の状況を注視し、新たな制度の創設が必要かどうか検討します。 |       | 自公政権時代に与党でとりまとめた「障害者自立支援法の抜本的見直しに関する報告書」において、公明党の主張により「住宅手当の創設」についての検討が盛り込まれました。平成22年の障害者自立支援法改正において、グループホーム・ケアホーム利用者に対する住宅手当の創設を明記しました。また、公明党の「所得保障法案」では、福祉ホームへ対象を拡大することとしています。今後も実現へ向け取り組みを進めてまいります。 |         | 施設から地域移行を促進するため、昨年10月からグループホーム・ケアホームの家賃の助成がされており、着実に進歩していると考えます。 |         | 現在の制度をより使いやすいものとし、地域での共生を実現することは重要である。 | 地域移行については、もっと慎重に進めるべきです。 |

**Q5-4 新たな障害給付制度の創設**

障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設することについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

| 民主党   | 自由民主党 | 公明党  | 日本共産党   | みんなの党  | 社会民主党   | 日本維新の会   | 国民新党    |
|---|-------|--|---------|--|---------|--|---------|
| ③どちらともいえない。   | 記入なし  | ①賛成である。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 | ③どちらともいえない。  | ①賛成である。 |
| 障害基礎年金は、全国民に共通した保障として、生活の基礎的な部分を保障するという観点から支給するもの。その水準は、基礎年金の中核である老齢基礎年金とのバランスに配慮して設定されています。年金制度全体の改革の議論の中で検討すべき事項だと考えます。 |       | 本年11月に成立した「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」において、新たな福祉的給付として「障害年金生活者支援給付金」を創設しましたので、今後着実に実施してまいります。 |         | Q5-2で回答したように、「ミニマムインカム」を創設すべきと考えており、総合的な観点から、社会的弱者に配慮した所得再配分システムを構築していく。 |         | 障害者への自立支援を充実させることが何より大切です。自立することが不可能な方へはしっかりとサポートする体制を整備すべきである。なお、具体的な制度設計にあたっては政治と行政機関の役割分担をしっかりと行って取り組むべき。 |         |

**Q5-5 特別障害給付金の適用拡大**

無拠出無年金障害者の救済制度としてスタートした特別障害給付金の適用範囲を拡大して、在日外国人を含むすべての無年金障害者を給付の対象とした制度にすることについて

- ① 賛成である。
- ② 反対である。
- ③ どちらともいえない。

②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

| 民主党   | 自由民主党 | 公明党     | 日本共産党   | みんなの党  | 社会民主党   | 日本維新の会         | 国民新党        |
|---|-------|---------|---------|--|---------|----------------|-------------|
| ③どちらともいえない。   | 記入なし  | ①賛成である。 | ①賛成である。 | ②反対である。  | ①賛成である。 | ②反対である。        | ③どちらともいえない。 |
| 一定年齢以上の外国人の方々が、障害基礎年金などを受給できず、様々な御苦労を抱えていることを踏まえ、こうした方々に対する福祉的措置については、特定障害者給付金法に検討規定があることを踏まえ、今後検討していきます。 |       |         |         | 国民年金は、日本に住所を持つ外国人にも加入義務はあるが、過去の年金制度の不備からなる救済制度の適用範囲を在日外国人を含む全ての無年金障害者を対象とすることには、在日外国人にも多様な立場があるので一律に認めるのは適当でなく、日本国籍取得等別途手続により給付金を受給するのが原則と考える。 |         | 母国がまず責任を果たすべき。 | 慎重に検討すべきです。 |